[事案 29-219] がん診断給付金支払請求

· 平成 30 年 3 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払理由該当との保険会社の判断を不服として、2回目のがん診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

1回目のがん診断給付金の支払事由発生日から2年経過後も、ホルモン療法のための通院を継続しており、同通院は保険会社の研修資料に記載された支払事例および約款に定める支払理由にも該当することから、平成26年7月に契約したがん保険に基づき、2回目のがん診断給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の体内にがん細胞があることの客観的根拠がなく、また、ホルモン療法のための申立 人の通院は、再発の防止を目的としたもので、がんの治療を直接の目的とした通院ではないの で、約款の支払理由に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の状態は申立人が代理店職員として相手方保険会社の商品研修を受けた際に配付された資料上の支払事例および約款の支払理由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。